



BAY HILLS

2021年 1月号

ベイヒルズ社労士事務所便り

〒221005 横浜市中区栄町11 KDX 横浜ビル6階
TEL: 045-450-6701 (平日 9:00 ~ 17:00)
FAX: 045-450-6706



【今月の一言】

新春のお喜びを申し上げます。今年もどうぞよろしくお願い致します。

新型コロナウイルス感染症には、まだまだ用心する日々が続いています。1日も早く収束し、明るい1年となってほしいですね。

それでは2021年 第1号のベイヒルズ社労士事務所便りをお届けいたします。

雇用調整助成金の今後について

◆来年年2月末で現行の特例措置は終了予定

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置として、令和3年2月末まで日額上限額の引上げ等がされていますが、3月以降段階的に縮減、5～6月にリーマンショック時並みの特例とする方針が、12月に総合経済対策で表明されています。

また、令和3年1月末および3月末時点の感染状況や雇用情勢が大きく悪化している場合、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例を設ける等、柔軟に対応するとされています。

◆3月以降の特例措置はどうか？

参考としてリーマンショック時の主な特例措置の内容をご紹介します(実施時期にはばらつきがあります)。

- (1) 助成率：中小企業 4/5、大企業 2/3 (コロナ特例措置では雇用を維持している場合、中小企業 10/10、大企業 3/4)
- (2) 生産指標要件：最近3カ月の生産量等が直前3カ月または前年同期比で原則 5%以上減少 (コロナ特例措置では1カ月5%以上減少)
- (3) 対象被保険者：被保険者期間6カ月未満の者も助成 (コロナ特例措置では緊急雇用安定助成金により被保険者でない労働者も助成)
- (4) 支給限度日数：3年 300日 (コロナ特例措置では令和2年4月1日から令和3年2月末までの期間+1年 100日、3年 150日)

◆3月以降は在籍型出向による雇用維持支援にシフト

総合経済対策では、「産業雇用安定助成金(仮称)」を創設し、出向元と出向先の双方を支援するとともに、

出向元企業への雇用調整助成金による支援、労働移動支援助成金による受入れ企業への支援も引き続き実施するとされています。

現在従業員を休業させ雇用調整助成金を活用している企業においては、上記のような変更への対応を検討しておく必要があるでしょう。

◆人手不足企業向けに新たな雇入れ助成も

コロナ禍による離職者等で、就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を一定期間試用雇用する事業主に対する賃金助成制度(トライアル雇用助成金)を創設するとともに、紹介予定派遣を通じた正社員化(キャリアアップ助成金)を促進するとされています。

人手不足に悩んでいる企業においては、こうした制度の活用による人材確保も検討してみるのもよいかもしれません。

WEB面接に対する学生の意識と企業イメージアップのポイント

株式会社リクルートマネジメントソリューションズが2021年新卒採用選考に参加した大学生ら1,407名に対して、WEB面接に対する心象や、WEB面接特有の事象と志望度・企業イメージへの影響などの調査を実施、結果を発表しています(「大学生の就職活動調査2020」2020.11.15)。

WEB面接に対して、学生がどのような意識を持っているのかを知ることは、企業の担当者としても参考になるでしょう。

◆8割以上の学生がWEB面接を経験

本選考で面接経験のある学生のうち、約81%がWEB面接を経験しています。一次、二次と選考が進むにつれ、WEB面接の経験ありと回答する学生は減少し、対面のみ比率が多くなるものの、最終面接においても60%以上がWEB面接を行っていました。

◆WEB面接に対する学生の心象は？

「WEB面接と対面面接どちらが好ましいか」は選考段階によって異なり、一次面接では「WEB面接がよい」「どちらかというとWEB面接がよい」

と40%以上の学生が回答したのに対し、最終面接では20%以下と、選考が進むにつれて対面面接を好む学生の割合が大きくなっています。

◆WEB面接のほうが好ましい理由

- 【心理的側面】
リラックスして臨むことができる、面接開始直前まで対策ができる等。
- 【経済・効率的側面】
移動時間や交通費がかからない等。
- 【社会的側面】
新型コロナウイルス感染症に対する懸念等。

一方で、対面面接のほうが好ましいとした、「気持ちや雰囲気、熱意が伝わる」「話しやすい」「社員の人柄や雰囲気をじかに感じたい」「直接会わないのは不安である」等の意見も出ています。

◆WEB面接で志望度・企業イメージがアップしたことは？

WEB面接で学生の志望度・企業イメージがアップした出来事として以下が挙がっており、企業がすぐに実践できるものとなっています。

- ① 面接官のコミュニケーションに対する姿勢
WEB面接であることを配慮して面接官が大きな相槌やリアクションをしてくれた。
- ② 迅速かつ安心のトラブルシューティング
回線トラブルの際、日程の再調整をしてもらえ、機器のトラブルは選考に影響しないと言ってもらえた。
- ③ 場づくりへの配慮
対面/非対面で選考基準に差はない等、不安を払拭するような言葉をかけてもらえた。
- ④ 働く環境の様子
PCのカメラを通して社内を見せてくれた。社会情勢を考慮した職場環境であるかがわかり、安心感が得られた。
- ⑤ 柔軟な対応
対面からオンラインに変更してくれた。

1月の税務と労務の手続

【提出先・納付先】

12日

○源泉徴収税(※)・住民税特別徴収税の納付
[郵便局または銀行]

※6ヶ月毎納付特例の場合、令和2年7月～12月徴収分の納付期限は1月20日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降採用の労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

2月1日

○法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出
[税務署]

○給与支払報告書の提出
<1月1日現在のもの> [市区町村]

○固定資産税の償却資産に関する申告
[市区町村]

○個人の道府県民税・市町村民税の納付
<第4期分> [郵便局または銀行]

○労働者死傷病報告の提出
<休業4日未満、10月～12月分>
[労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出
[年金事務所]

○労働保険料納付<延納第3期分>

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
[公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

○固定資産税に係る住宅用地の申告
[市区町村]

本年最初の給料支給日の前日まで

○給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出
[給与の支払者(所轄税務署)]

○本年分所得税源泉徴収簿の書換え
[給与の支払者]